

平成23年第5回臨時会
斑鳩町議会会議録

平成23年11月28日
午前 9時10分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(14名)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 宮崎和彦 | 2番 | 小林誠 |
| 3番 | 中川靖広 | 5番 | 伴吉晴 |
| 6番 | 紀良治 | 7番 | 嶋田善行 |
| 8番 | 小野隆雄 | 9番 | 中西和夫 |
| 10番 | 坂口徹 | 11番 | 飯高昭二 |
| 12番 | 辻善次 | 13番 | 里川宜志子 |
| 14番 | 木澤正男 | 15番 | 木田守彦 |

1, 欠席議員(1名)

4番 吉野俊明

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 安藤容子

1, 地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 町長 | 小城利重 | 副町長 | 池田善紀 |
| 教育長 | 清水建也 | 総務部長 | 西本喜一 |
| 総務課長 | 黒崎益範 | 企画財政課長 | 西巻昭男 |
| 税務課長 | 加藤恵三 | 住民生活部長 | 乾善亮 |
| 福祉課長 | 植村俊彦 | 国保医療課長 | 寺田良信 |
| 健康対策課長 | 西梶浩司 | 環境対策課長 | 栗本公生 |
| 住民課長 | 清水昭雄 | 都市建設部長 | 藤川岳志 |
| 建設課長 | 川端伸和 | 観光産業課長 | 清水修一 |
| 都市整備課長 | 井上貴至 | 会計管理者 | 野崎一也 |
| 教委総務課長 | 西川肇 | 生涯学習課長 | 佃田真規 |

上下水道部長 谷口裕司 上水道課長 清水孝悦
下水道課長 上田俊雄

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 議案第35号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例について
- 日 程 4. 報告第 8号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 日 程 5. 報告第 9号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)
について)
-

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時10分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。なお、吉野議員から欠席の通告を受けております。

これより、平成23年第5回斑鳩町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成23年第5回の町議会臨時会の開催にあたりまして、一言あいさつを申し上げます。

本日、町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本臨時会には斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてなど、3議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、すべて原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

提出議案の説明は、後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますけれども、招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） ただいまから、議事に入ります。

本臨時会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。

本臨時会の会議録署名議員には、15番 木田議員、1番 宮崎議員を指名いたします。両議員には会期中よろしく願いいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程3、議案第35号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一

部を改正する条例について、日程４、報告第８号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程５、報告第９号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成２３年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）について）、以上、３議案を一括上程いたします。

町長から、本臨時会に付議されました３議案について、総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） 本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

まず、議案第３５号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。平成２３年度の人事院勧告に基づき、当町の一般職の職員につきまして、この勧告に準拠することを基本とした上で、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、月例給で平均０．１９％の引き下げを行うものであります。なお、年間給与でみて公務員と民間との均衡を図られるように、平成２３年４月から１１月までの月例給及び６月期の期末・勤勉手当に係る較差相当分の額を、１２月期の期末手当で調整することとしております。

次に、報告第８号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。去る平成２３年８月２８日、衛生処理場内において、粗大ごみとして搬入されたガラス板を、衛生処理場職員がパッカー車に積み込んだ際に、割れたガラス片により駐車していた相手方車両を損傷させたことにつきまして、当該車両の損害賠償にかかる示談が成立したことにより、その額の決定につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定により議会の議決により指定された事項について、平成２３年１０月１７日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第９号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成２３年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）について）であります。本議案は、先の報告第８号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことにもなう、損害賠償に係る保険金の受け入れと損害賠償金の支払いであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３０万３，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ８２億８，６９４万１，０００円とする補正予算について、地方自治法第１８０条第１項の規定により議会の議決により指定された事項について、平成２３年１０月１７日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第２項の規定により議会に報告

するものであります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（嶋田善行君） これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程 3、議案第 35 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） それでは、議案第 35 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第 35 号

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
標記について、地方自治法第 149 条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 23 年 11 月 28 日提出

斑鳩町長 小城利重

本議案の改正内容につきましては、議案書の最終ページの要旨をごらんいただきながらご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

平成 23 年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告は、去る平成 23 年 9 月 30 日に行われましたが、現在、国におきましては、今回の人事院勧告の実施を見送り、実施に必要な給与法改正案を国会に提出せず、平成 25 年度末まで給与を平均 7.8%引き下げる「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」の成立を優先させるための審議を継続しております。

人事院勧告は、民間準拠により公務員給与を適切に決定することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定

などを通じて行政の効率的、安定的な運営に寄与するものであります。

このことから、当町におきましては、人事院勧告の意義と役割を深く認識し、従前から当町職員の給与改定について、人事院勧告に準拠することを基本とし、奈良県人事委員会の勧告や当町の実情を踏まえまして所要の改正を行うものであり、その概要は次のとおりでございます。

その改正内容についてでございますが、まず1点目は月例給、給料表の改定についてであります。町職員給料表の平均改定率はマイナス0.19%で、主に中高年齢層の給料表の改定となっており、その中でも職務の級が低いほど引き下げ率は低く、職務の級が高いほど引き下げ率は高くなっており、引き下げ額は400円から2,200円、平均で1,470円となっております。

次に、2点目でございます。年間給与での引き下げ分の調整であります。年間給与でみて公務員と民間との均衡が図られるように、平成23年4月から11月までの月例給及び6月期の期末・勤勉手当にかかります較差相当分の額を12月期の期末手当で減額調整を行います。具体的な額で申し上げますと、約1万3,000円から約1万9,000円、職員1人あたり平均で約1万5,600円が減額調整となります。また、この条例の一部改正によります本町の人件費全体の年度額につきましては、年間給与での引き下げ分の調整で157万6,000円の減額となります。

次に施行日につきましては、本年12月1日からとしております。

このたびの本条例の一部改正につきましては、12月期の期末・勤勉手当の支給基準日であります12月1日に施行をする必要がございますので、本日の臨時議会に上程させていただいているところでございます。本日、ご議決を賜りましたならば、本年12月1日から施行することといたしております。

なお、奈良県内では、4月からの較差相当額の減額調整を行わない自治体がございますが、これらの理由といたしましてはラスパイレス指数が低いこと、また既に給与の減額措置を実施されていることであります。本町といたしましては、平成22年度のラスパイレス指数が97.5%で、奈良県内の町村では1番であり、町村平均は91.1%でそれを大きく上回っており、また給与の減額も行っていないところから、今回の人事院勧告に沿った給与改定を行うものであります。

なお、条例の一部改正の本文と新旧対象の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上で、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての

ご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今の部長の詳細な説明で質問をしようとしていることがほとんどわかったと思うんですが、要旨の中にもある当町の実情を踏まえて所要の改正を行うものということで、どういう実情があるのか聞こうと思ったら、部長が前もって説明していただいたのでよくわかったんですが。近隣、広域7町で、この条例の改正案を見るとか、いろんな実情があったんだと思うんですが、その町は、当然今、部長が説明したとおりのことで見送る理由をそんなのもあるんだと思うんですが、できたら情報として見送ってる7町の中で見送った町の名前を教えてくださいませんか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 広域7町の中で見送った町でございますけども、人事院勧告の月例給の引き下げは7町ではやっておりますが、年間給与の調整を行っていない所は、王寺町と斑鳩町をのぞいてあと5町はすべて引き下げを行っておりません。以上です。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私は今まで、この問題については不利益を遡求させるというのは、行政が行う非常に非常識な問題であるというふうに思っております。私たち、生活してる中で、この不利益を遡求させられる、ほんとに生活が脅かされるし怖い問題だし、そういうことはしてはならないことだという認識を今までから持っておりましたので、いつもこの人事院勧告の後の、このいつも条例ができてから後にきちっとそれを適用させるように、遡求することはやめてほしいというふうに言ってまいりましたけれども、今回、こういうふうに遡求をさせるというふうに、また議案として出てきたわけなんです。で、今も部長の説明にありましたように、条例改正後から実施をするという自治体も出ていると。その理由としても挙げられました、ラスパイレス指数ですね。斑鳩町は県下の町村で一番高いと言われておりますけど、私は行政レベルも、職員の能力や仕事をしている姿勢も、県でトップやと私は思っております。ですから職員が誇りを持って仕事をしていただけるように、この要旨の中段に書かれているこの職員の努力や実績に報いるとともにという、ここですね。そして、今回の引き下げに関しましては等級の高いところでわりあい引き下げが行われているということですが、私これまで人事考課制度のことも申しあげてきました。人事考課制度を導入するにあたっては、管理職などの皆さんがより努力をして職員の資質向上、人事考課制度を資質向上というのなら、そういう人事考課制度以上に、やっぱ

り管理職がそういう資質を向上させるように努力をしていく、皆さん、ここにお座りの皆さん方頑張ってくださいということも今まで言うてきました。けれども、そういう方たちの努力も私は期待をしているものの、遡求をさせて、そういう等級の高い方たちが減ることについても、非常に今回残念だなと。遡求をさせてほしくない、そして職員の能力、資質向上、やる気、こういったものを、それから人事考課制度、いろんな流れの中で職員さんの評価をしながら職員に頑張ってもらいたいと言うてきた中で非常に残念やというふうに思っていると。今後も、これらについてはきちっといろんなことを見ながら、トップが判断を下していただきたいということをお願いをしたいと思っております。

それで、お尋ねをしたいのは、今、先の質問者は広域の7町内ということでお尋ねになられて、王寺町と斑鳩町だけが今回こういうふうな形になってるということをお聞きしました。私は、県下全体どんな様子かなというのも気にはなりましたが、おおよそ今の広域7町を聞くにつれて大体わかるかなと。おおよそ、そういう流れかなというのを感じましたので、それはもう質問をしませんけれども、とても気になったのが6月期の期末手当の分も影響が出てくるということですね。条例を見てみますと、期末手当って一体何や、勤勉手当って一体何やということをまず見ながらいろいろ考えておったんですが、非常に難しいなと思うものの、それを考えてる中でひとつ気になったのが、6月期の期末勤勉手当というのは6月1日が基準だと、そして6カ月間で100分の100だと、条例にかかれてるんですが、その100分の100とみなすのは何月から何月までを6月期の期末手当の対象月となっているのか。で、12月期は何月から何月が12月期の期末勤勉手当の対象月となっているのか。100分の100をどう、その月数で見るのかというのが、まずわからなかったもので、それをひとつ教えていただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 6月期の期末手当の期間でございます。その6月の前の、12月1日から5月31日までの6カ月間を指します。12月期の期末手当につきましては、6月1日から11月30日までの間の期間の手当を指します。以上です。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうしますと、6月期の期末勤勉手当の算出、較差分の算出というのは非常にややこしい話になってくるんですね。4月以降の分とその4月までの分とでは違いがあるんですね。6月期の期末手当分ですね。それ算出するのは手計算で算出、これ数字一定数字これ全体で157万6,000円ですと出てくるまでのあれを人事担当職員が手計算でやってるんですか、これ。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） この6月期の期末手当の期日調整ですけれども、今申しあげました6カ月間の期間ではなしに、この期間で6月1日に在職する者に対して支払われるものでございます。特に、新採用職員でございますと4月1日から5月31日までの2カ月間でございますけれども、こういった採用条件によつての期間はありますものの、通常の職員の期末勤勉手当、6月期の期末勤勉手当については、先ほど申しました6カ月間の期間での算出になります。ただ、この期間につきましては6カ月間での減額とか主にするわけではございまして、先ほど冒頭に申しましたように6月1日基準、在職している職員にボーナスが支払われるということでございます。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ちょっと私わからへんのですけどね、その4月以降に、これ4月からの1年間と言いながら6月期の期末勤勉手当は6カ月間、その6月1日基準で過去6カ月間を見て100分の100出すんやと言つてはんねんやったら、その計算の仕方が私何かすごく疑問に思つたんです。条例をよみながら、ああ、これどうすんねんやろう、ここはどうなつてんねんやろというのが、ひとつひっかかつてるところですけども。

そしたら、もうはっきり言うて下さいね。そしたらもう一律にこのパーセンテージを掛けて6月期にここの基本給の変わる人については、もう6月期に支払つた期末勤勉手当そのものにこの減額を掛ける、パーセンテージを掛けるという考え方で行われるということになるわけですか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） そのとおりでございます。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それはさらに理不尽なことやと思います。過去6カ月間で100分の100と言われているということは、6月1日を基準にその前の6カ月間きちっと働いて、そして4月までは基本給が、その基本給というのは生きてるはずですし、4月まで遡つた基本給で本来考えるべきやから、私はそこは分けるべきやとは思つて考えてました。けれども、そういう細かいところまではさらにせずに遡求をします。ですから、とにかく不利益を遡求させるというのは大きな問題があるんじゃないかと。それは最高裁の判決が出たからとか、どうかいろいろおっしゃいますけれども、私は世間一般的に見たら非常識なやり方だと。我々もそういう不利益が遡求されるとなつたら、こんな生活脅かされて大変なことになります。ですから、本来、人間が法律に守られて生活している上

では、不利益を遡求させるという問題はあってはならないというのが私の基本的な考え方です。ただし、この議案に対しまして、私はいろいろお尋ねしました。わからないのでね。お尋ねもしましたし、いろいろも申しあげました。一番この議案に対して私たちはどういう態度をとるべきかということをお大切に考えたいのは、やっぱり労使間の問題。組合が当局と話し合いをして、どうであったのかというところが一番の問題であると思います。その意味でも確認をさせていただきたいんですが、この点について組合と話し合いをなされ、そして組合がどういう回答をしたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 職員労働組合へは、11月17日に、今回の公務員の給与にかかわります人事院勧告にかかる当町の対応についての方針を示させていただきまして、臨時議会も開催をさせていただいて、条例改正をする旨をお伝えさせていただいております。その中で、組合のほうには一定の理解はさせていただいております。そういう状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） どうも今まで不利益の遡求ということについて、組合も納得ができないということで終わっていたときもあったようですが、今年度については、どうも組合のほうもわかったということで話し合いがついてるようですので、そうなればあえて私たちは反対まですることもないのかなというふうに思いました。ただ、不利益の遡求というのは、一般的に考えてやめていただきたい。

そのことと、それともうひとつ、先ほど手計算でこれ出されてたんですかということも聞きました。ソフトは、このことによってまたいじらんとあかんのかなと思ったりするんですけども。ソフトをいじったりするのにまた経費もかかるのかなと思うんですけども、その辺の、この条例が成立してきたらどうなっていくんですか。これまでは手計算、それで今後ソフト入れ替えとなるのか。その辺ちょっと、確認させていってください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 給与ソフトにつきましては、この遡求調整分についてはもともとからシステムが入っておりますので、費用的には何もかかっておらない。また今後も、ソフトの改正もそれは含まれておりますのでしません。ソフトの改正等はしません。費用もかかりません。以上です。

○議長（嶋田善行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今の同僚議員の質問の中で、私ちょっと理解できないことがあるんです。聞き損いやったら謝りますけどね。6月期の期末勤勉手当にも、その減額調整することだったと思うんですよ。それで、部長の答弁では、その6月期の期末は12月1日から6月1日ですか。ということは、この今の要旨の説明では平成23年4月から11月のということで、4月まで遡求するんだという形で認識してましたけど、その分もこれは減額されるということでよろしいんですかね。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） この6月期の期末手当は、6月1日に在職の者でございます。期間は12月1日から5月31日までの期間に対する期末及び勤勉手当になるわけでございますけども。例えば、3月末でおやめになった方、12月1日から3月末までの間の方に対してもそしたら減額の遡求をするのかというようなことになってまいります。そしたらそれについてはしませんので、もうおやめになった方に対して給与調整するから返してくださいとか、そういうことはしませんので。あくまでも、これ、ボーナスというのは6月1日に在職する職員で、ただその間、良好な成績で勤務された場合に対するの勤勉手当とかいうのが出るわけございまして、1日に在職する職員に対しての手当でございますので、その期間をどうの、6カ月間の期間について、毎月その給料的なものが払われているかと、そういう考えではございません。6月1日在職する職員に対して特別に手当を払うということでございます。今、申しましたように、12月から3月まで給与は引き下げられてない給与はカットされるのかと、そういうふうな考え方ではございませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第35号に関する質疑を終結いたします。

本案については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、満場一致で可決いたされました。

○議長（嶋田善行君） 続いて、日程4、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）と、日程5、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告であり

ます。

よって、会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、報告第8号、報告第9号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

本件について、理事者の報告を求めます。乾住民生活部長。

○住民生活部長(乾 善亮君) それでは、まず、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)でございます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

報告第8号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成23年11月28日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、次のページの専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第6号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成23年10月17日

斑鳩町長 小城利重

次のページをごらんいただきたいと思います。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町衛生処理場内において、粗大ごみとして搬入されたガラス板をパッカー車に積み込んだ際に、割れたガラス片により駐車していた相手方車両を損傷させたことによる損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 30万3,000円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町服部2丁目7番20号
堀 博和

去る、平成23年8月28日の午前11時40分頃、衛生処理場におきまして、当時、服部1丁目15番22-102号にお住まいであった堀博和様がガラステーブルのガラス板を粗大ごみとして搬入され、衛生処理場職員の平嶋滋巳が受け取りましたが、搬入された乗用車はその場を離れたかどうかを確認しないまま、パッカー車でガラス板を破砕したところ、飛散したガラス片が搬入場所近くにありました堀様の乗用車の右ドア付近に当たり損傷させたものであります。

この事故によります堀様の乗用車の修理代等として、30万3,000円の損害賠償を行うことで、平成23年10月17日付で示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、同日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により、議会に報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第9号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成23年11月28日提出

斑鳩町長 小城利重

次のページをごらんいただきたいと思います。専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第7号

専決処分書

平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成23年10月17日

斑鳩町長 小 城 利 重

本議案につきましては、先ほどの報告第8号の損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います損害賠償の保険金の受け入れと、損害賠償金の支払いにかかる補正予算でございます。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ82億8,694万1,000円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成23年10月17日に示談が成立いたしましたことから、同日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により、議会に報告させていただくものでございます。

次に、補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算書の5ページをお開きをいただきたいと思っております。まず、歳入でございますが、第20款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入、第6節 雑入に、自動車損害共済金といたしまして、30万3,000円を増額補正するものでございます。

次に6ページをお開きいただきたいと思っております。歳出では、第4款 衛生費、第2項 清掃費、第1目 清掃総務費、第22節 補償補填及び賠償金といたしまして新たに30万3,000円を追加補正するものでございます。

それでは、予算書の1ページにお戻りをいただきたいと思っております。

予算書の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）

平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ82億8,694万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとに金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年10月17日 専決

斑鳩町長 小 城 利 重

以上で、ご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） この事件につきましては、何回か町も委員会で報告をいただいて、質問なり提案もさせていただいて、本会議ということで確認させていただきたいなど、そのように思います。この損害賠償の額の決定についてということでは、車の事故、例えば過去には、町道にくぼみがあって、そこを走行中の車がタイヤを破損したのもということでしたものもあったし、また、この庁舎の東側の進入路、そこに高低差があって車の底を破損したということで、議案が過去にあったように記憶してるんです。事故というのは、その時間と場所が合致してはじめて起きるものです。それらのことについてはいろいろ過去2件、そうしたものについては道路の改良とか進入路の改良等で再発防止をされたと思うんですが。この今お聞きしている事故については、何か改良するにはなかなか難しい部分もあるのかなと。いろいろな委員会で再発防止のためにいろいろ注意したとかいうこともお聞きしておりますが、この事故が起きたのは完全な時間、時間の調整が不十分だったということ。搬入されてその場でもうすぐに、今、部長の説明でも、搬入された車が、その場所を離れて行ったことを確認できなかった。だから、破砕する時間はその搬入されている時間を完全に離してしまえば、こういう事故は起こらなかったのかなと思いますし、そのことについて、きちっと就業規則というような、そこまでにはならないんですが、取り扱い等をきちっと現場でのことを文書化でもして、そのようにされているのか、されたのかということもお聞きしたいなど、そのように思いますので。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） まず、この事故が起こりましてすぐに課長からまず、この処理場の職員の平嶋に対して口頭でまず注意をいたしております。その後、文書で、また職員、衛生処理場の職員全員でございますけれども、文書をもってこの持ち込みごみの関係の収集車の積み込み、これについては住民の方が車で搬入されて、その後、その場を離れたことを確認した上で積み込むこと、ということの文書を全員にお渡しして文書で確認をしているというところでございます。現実、今現在もそういったことで積み込みのときにはその場を車が離れたことを確認して、これも複数の職員で確認をするということ。あるいは、来年4月から可燃ごみの焼却がなくなりますので、ごみの持ち込みの投入口がもう使わなくなりますので、その場所を今度持ち込みのごみの置き場ということでさせていただいて、そこにいったん置いて、時間をあけて積み込みは作業を別にするという体制でとっていきたいというふうに考えておりますので、そういう形で4月以降は対応をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、説明を聞きまして、委員会でもいろいろ聞いておったんですが、複数作業という問題。これについては、できるだけ今後、職員の体制であったり、財政上の問題とかいうこともあるかとは思いますが、ただ、住民さんの人や物に傷をつけるというだけではなく、そうやってガラスも飛び散るのであれば、現場で働いておられる職員さん自身の安全確保という問題も大切になると思います。そのときに、何かがあったときに複数で作業をしていただくと対応がとれやすいのかなというふうに思います。ですから、立ち去ったからいいというものでもなく、立ち去った後も従事する職員さんがけががないように、その安全確保をしながら作業に従事をしていただくというところが、最終的につけ加えて、私はお願いをしておきたいというふうに思っておりますので、できるだけ今後また検討をしていっていただきたいということを再度お願いしておきます。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）を終わります。

以上で、本臨時会の議事日程については、すべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成23年第5回町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言あいさつを申し上げます。

本日提案させていただきました斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてなど、3議案につきましては慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても原案どおりご承認いただきましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますとともに厚くお礼を申し上げます。

諸事業、諸施策の展開にあたっては、精いっぱい努力をしまいる所存でありますので、議員皆様には今後とも、より一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願いを申しあげまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） これをもって、平成23年第5回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

（午前9時56分 閉会）